

令和 7 年 8 月 1 日

国土交通省渇水対策本部事務局

国土交通省渇水対策本部による地域の渇水対策の推進 ～国土交通省所有の災害対策用機械の活用等～

「国土交通省渇水対策本部」（本部長：中野洋昌国土交通大臣）では、国土交通省所有の災害対策用機械等の活用や水利使用者間の調整の円滑化等を通じ、地域の渇水対策を推進してまいります。

今般の渇水状況を鑑み、国土交通省では、令和 7 年 7 月 30 日に「国土交通省渇水対策本部」を設置したところです。特に、今回は稲穂が出る時期でもあり、農林水産省とも連携し現地対応を取ることが重要であり、国土交通省渇水対策本部として、地域における渇水による被害を最小限とするため、各地方整備局等において次の対応を実施するよう通知しました。（詳細は別添をご参照ください）

・ 国土交通省所有機械の活用

かんがい用水の確保について、地方自治体等と十分に連携を図り、地方自治体のみでは十分な対応ができない場合には、国土交通省が所有する災害対策用機械等（排水ポンプ車、散水車等）を活用できるよう、地方自治体に利用ニーズを確認し、積極的な支援を行うこと。

・ 水利使用者間の調整の円滑化等

水利使用許可制度について、当面の間、異常渇水時において、河川管理者は水利使用者間の調整の円滑化に努め、水利使用者等の要望も踏まえ、可能な限り迅速かつ柔軟に対応するなど、適切に運用すること。

【問い合わせ先】

国土交通省渇水対策本部事務局 水管理・国土保全局 水資源部 吉川

TEL 03-5253-8111（内線 31-233）、03-5253-8390（直通）

水管理・国土保全局 水政課水利調整室 田崎

TEL 03-5253-8111（内線 35-252）、03-5253-8441（直通）

水管理・国土保全局 河川環境課流水企画室 三輪

TEL 03-5253-8111（内線 35-472）、03-5253-8449（直通）